

令和 8 年度 地籍調査事業の実施について

【地籍調査事業の実施について】

本市では平成 27 年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しております。

この事業は、一筆ごとの土地の所有者・地番・地目・筆界（境界）・面積の調査及び測量を行い、法務局に保管されている登記簿及び公図（地図）の更正を行うもので、今年度は寺中町の一部地域（裏面参照）において実施いたします。

調査の実施にあたり、筆界確認のための現地立会調査や測量後の調査結果の確認作業等、調査区域内に土地をお持ちの皆様におかれましてはご協力をお願いいたします。

【今後のスケジュールについて】

<事業説明会 @植野地区公民館>

10月 7日(水) 19時～

10月 8日(木) 19時～

10月10日(土) 10時～

調査区域内の土地所有者の方を対象に説明会を実施いたします。対象の方にはご案内通知を発送いたしますのでご確認ください。

<一筆地調査>

11月中旬～12月中旬(予定)
土地所有者の方のご立会いのもと、土地ごとの筆界（境界）を確認いたします。
調査の日時等が決まりましたら対象の方へご案内通知を発送いたします。

【地籍調査事業の効果】

地籍調査実施前

法務局に備え付けの公図と登記簿は明治期に作成されたものが基礎となっており、土地の現況（実際の面積や形状、境界など）と公図・登記簿の内容が合わない場合があります。



土地取引の障害や境界紛争の原因となっている。



地籍調査実施後

土地の現況が明確になり、その情報をもとに公図と登記簿が修正されることで、

- 境界紛争の回避
 - 災害等で不明となった境界の正確な復元
 - 円滑な土地取引
 - 測量費用の削減
- などといった効果が期待される。

【お問い合わせ先】

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市役所 都市整備課 用地係（庁舎5階）

電話：0283-20-3101

メール：youtikakari@city.sano.lg.jp

【令和8年度 調査実施区域図】

＜寺中町地内 調査区域＞

